

第6条 (略)

2 本要綱による融資で、他の融資の借換を行うことはできないものとする。

(融資の条件)

第7条 (略)

第6条 (略)

2 四日市市中小企業振興資金(経営再建型)の用途は、事業の経営の安定を図るために必要な設備資金及び運転資金とする。

3 本要綱による融資で、他の融資の借換を行うことはできないものとする。

(融資の条件)

第7条 (略)

2 四日市市中小企業振興資金(経営再建型)の条件は、次の各号により行うものとする。

(1)融資限度額 1企業につき、3,000万円

(2)貸付利率 年率1.5%(固定)

(3)貸付期間及び返済方法
月賦返済とする。

運転資金 7年以内(据置期間1年含む。)

設備資金 10年以内(据置期間2年含む。)

(4)保証料率 保証協会所定料率-1.0%

(5)保証割合 80%

(6)担保 原則無担保。ただし保証協会又は指定金融機関の定めるところによる。

(7)連帯保証人 原則として借受者が法人の場合は代表者が連帯保証人となり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。法人代表

者であって事業者選択型経営者保証非
提供制度を利用する場合、中小企業庁
が定める事業者選択型経営者保証非提
供制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に
基づくものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（商工農水部商業労政課）